

東日本大震災 Q & A

（親族・相続関係）

内容

親族・相続関係	4
相続をめぐる問題.....	4
Q1 私は、入籍こそしなかったものの内縁の夫と長年夫婦として生活してきました。内縁の夫は震災により死亡しましたが、内縁の夫には前妻との結婚中に生まれた子供がいます。遺産はすべて相続人である子供に渡ってしまうのでしょうか。また、内縁の夫に相続人がいない場合にはどうなるのでしょうか。	4
Q2 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。年金の受取はどうなるのでしょうか。	4
Q3 被災により死亡した父の手書きの遺言が後日発見されました。全財産を私の兄に相続させるという内容であり、私にとっては不満ですが、このまま放っておいてはいけないのでしょうか。また、私はまったく財産を相続できないのでしょうか。	5
Q4 津波で父が流されて行方不明です。震災から 1 年以上経っても父の遺体は見つかっていません。死亡しているとは思いますが、手続はどのようにしたら良いのでしょうか。	5
Q5 震災で知人が相続人のいないまま亡くなりました。残された財産はどのようになるのでしょうか。	6
Q6 不動産を相続したのですが、自分で使用する予定はないので、賃貸したいと思います。相続を原因とする不動産の所有権移転登記手続は、まだ済んでいません。どのようにすればよいのでしょうか。	7
Q7 震災で父が亡くなりました。金融機関に多額の負債があることがわかっていたため、相続放棄をしました。ところが、最近、父の友人と称する方が、個人的に貸付をしていたとして、返済を求めてきました。どうすればよいのでしょうか。	7
Q8 母が亡くなった後、自分と子供たちで相続放棄をしました。ところが、最近、母の弟のところに、債権者から連絡があり、自分たちが相続放棄したことによって、母の弟が相続人になることが分かりました。母が亡くなってから 3 か月以上経っていますが、今から相続放棄はできないのでしょうか。	8
Q9 震災で父が亡くなり遺産分割をすることになりました。母と弟夫婦が住んでいる父名義の土地建物を弟のものにする内容の遺産分割に合意したのですが、名義が変わったとたんに、弟の態度が豹変しました。母に会いに行こうとしても、もう自分の家なのだから、近寄るな、と言われてしまうようになりました。一度、合意した遺産分割をやり直すことはできるのでしょうか。	8
子どもをめぐる問題	10
Q1 震災で姉夫婦が亡くなり、その子供（未成年）を引き取っています。子供に対して後見人を選任する必要があるのでしょうか。また、選任の手続はどのようにするのでしょうか。	

か。	10
Q 2 震災で両親を失った子供は、今後、誰が監護養育することになるのでしょうか。	10
Q 3 5 年前に離婚して、1 人息子の親権者は私となりました。その後、私は、再婚し、息子と再婚相手とは養子縁組をしました。ところが、今回の震災で、再婚相手が亡くなりました。前の夫に養育費を請求できるのでしょうか。	11
夫婦をめぐる問題.....	12
Q 1 震災前に別居して、その後、離婚裁判を起こしました。裁判中に震災が発生して、津波で建物は流されてしまいました。土地の価値も下落してしまいました。それでも別居当時の財産価値を前提に、財産分与をしなければならないのでしょうか。	12
Q 2 震災後、夫婦関係が悪くなって離婚しました。その後、いろいろ話し合って、また一緒に暮らし始めました。離婚した後に一緒に住むようになった場合でも、内縁となるのでしょうか。	12
Q 3 震災後、夫婦関係がぎくしゃくするようになり、半年前に協議離婚をしました。その際、夫は、あと 5 年の住宅ローンの支払いが終わったら、私に名義を変えると口頭で約束しましたが、本当に守ってくれるか心配です。どうしたらよいのでしょうか。	12
Q 4 長期間別居しています。数年前に妻に生活費として 300 万円を渡しました。東日本大震災での津波で車が流されてしまい、現在は年金暮らしのため、車の購入がままなりません。妻は現在も働いており、お金はあるはずなので、渡した 300 万円を返して欲しいです。	13

親族・相続関係

相続をめぐる問題

Q 1 私は、入籍こそしなかったものの内縁の夫と長年夫婦として生活してきました。内縁の夫は震災により死亡しましたが、内縁の夫には前妻との結婚中に生まれた子供がいます。遺産はすべて相続人である子供に渡ってしまうのでしょうか。また、内縁の夫に相続人がいない場合にはどうなるのでしょうか。

A 内縁の配偶者には、相続権はありません。ただし、内縁の夫の遺言があれば遺贈を受けることができます。

もっとも、他の相続人の遺留分を侵害する場合には、遺留分減殺請求を受ける可能性があります。

相続人がいない場合、特別縁故者として財産がもらえる場合があります。

- ・ 内縁の妻には相続権がありませんので、内縁の夫の遺産は、その相続人のものとなります。今回のケースは前妻と夫との間に生まれた子供が相続人となります。ただし、遺言がある場合には、遺言の内容に従って遺産が承継されますので、あなたも遺産を受け取ることのできる可能性があります。

なお、子供が相続人の場合は遺留分（法律によって保障された一定の相続財産の割合）がありますので、遺言によって遺留分を侵害する場合には、相続人から遺留分減殺請求（侵害されている遺留分の取戻し請求）を受ける可能性があります。

- ・ 内縁の夫に相続人がいない場合（法定相続人が相続放棄をした場合を含みます。）には、利害関係人が家庭裁判所に相続財産管理人の選任の申立てをします。この手続の中で、特別縁故者は遺産を取得できる場合があります。特別縁故者とは、亡くなった人と生計をともにしていた人などをいい、内縁の配偶者も含まれると思われますが、この判断は家庭裁判所によって行われます。

Q 2 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。年金の受取はどうなるのでしょうか。

A 最先順位者が死亡等により失権した場合、次順位受給資格者がいれば次順位者に年金の支給がなされます。

受給資格者がいない場合は、遺族補償一時金が支払われることがあります。

- ・ 遺族補償年金は、労災保険上の制度で、労働者が業務上または通勤中に死亡した場合に、一定の条件を満たす遺族に支払われるものです。
- ・ 労災保険の遺族補償年金を受け取ることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維

持していたもののうち、妻以外の者は労働者の死亡当時に、一定の高齢・年少または一定の障がい等の要件を満たすものです。

- ・ 受け取る順位についても法定されており、最先順位者が死亡等により失権した場合には、次順位者が受給することになります。
- ・ なお、年金を受け取ることができる遺族がいないときは、すでに支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の 1000 日分）との差額を一定の者が受給することができます（遺族補償一時金）。

Q 3 被災により死亡した父の手書きの遺言が後日発見されました。全財産を私の兄に相続させるという内容であり、私にとっては不満ですが、このまま放っておいてはいけないのでしょうか。また、私はまったく財産を相続できないのでしょうか。

A 家庭裁判所に対し、遺言書の検認の申立てをする必要があります。

遺言が有効なものであれば、財産は遺言どおり兄に相続されることになりますが、あなたの遺留分は守られますので、遺留分減殺請求をすることにより、遺産の一定割合を得ることができます。

- ・ 公正証書によって作成された遺言を除いては、遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、速やかに家庭裁判所に提出し、その検認を請求する必要があります。

検認は、遺言書の検証をする手続にすぎません。すなわち、遺言書の検認の手続は、遺言が有効か否かを判断するものではありません。したがって、遺言内容の有効性に疑義がある場合には、別途、裁判などで争うこととなります。

- ・ 亡くなった方（被相続人）は、自身の財産の行方を遺言により自由に定めることができますが、被相続人の遺族の生活を保障するために、法律上一定の制約があります。これが遺留分の制度です。

全財産を特定の者に相続させる内容の遺言は、あなたの遺留分を侵害する遺言ですが、遺留分を侵害する遺言も無効ではありません。ただし、遺留分を侵害された者は、遺留分減殺（げんさい）請求という権利行使をして、遺留分を取り戻すことが可能です。

Q 4 津波で父が流されて行方不明です。震災から 1 年以上経っても父の遺体は見つかりません。死亡しているとは思いますが、手続はどのようにしたら良いのでしょうか。

A 御遺体が未発見の場合であっても、死亡届を提出することができます（戸籍法第 86 条第 3 項）。

東日本大震災により亡くなられた御遺体未発見の方の死亡届の取扱いについては、平成 23 年 6 月 7 日付けで法務省民事局から民事第一課長通知が発出されており、チェック

方式で作成できる「届出人の申述書」等、死亡届の添付資料が様式とともに示されており、届出人の負担軽減等が図られています。

なお、東日本大震災後、生死不明の状態で1年間経過した場合、家庭裁判所に失踪宣告の申請を申し立てることができます。

- ・ 死亡届には、診断書または検案書を添付しなければなりません。やむを得ない理由があるときは、診断書等に代えて「死亡の事実を証すべき書面」を添付することができます（戸籍法第86条3項）。今回の震災では、法務省民事局民事第一課長通知が発出され、「死亡の事実を証すべき書面」として以下のものが示されました。
 - (1) 届出人の申述書（チェックシート形式で簡便に作成できる書式になっています）
 - (2) 事件本人の被災の状況を現認した者、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の申述書
 - (3) 事件本人が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料（在勤を証明する資料、在学を証明する資料等）
 - (4) 事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書又は報告書
 - (5) その他参考となる書面（新聞等の報道資料、僧侶等の葬儀執行証明書等）
- ・ 上記のうち、(1)は最低限必要で、これに加えて(2)および(3)が添付されていることが望ましく、さらに(4)および(5)も添付されていれば更に望ましいとされています。(1)や(2)の書式は市区町村の窓口に備え置かれています。
- ・ なお、死亡届を提出したからといって、必ずしも死亡が認定されるとはかぎりません。

Q 5 震災で知人が相続人のいないまま亡くなりました。残された財産はどのようなのでしょうか。

A 次の順で財産の行方が決まります。

- (1) 相続人が見つければ、相続人が財産を相続します。
- (2) 相続人がおらず、相続財産管理人が選任されれば、相続財産管理人は、財産に対して権利を主張する者（債権者や受遺者）がいないか搜索し、その者に必要な清算がなされます。
- (3) 相続人がいない場合、特別縁故者がいれば、その者の請求により、家庭裁判所が相当と認める場合に財産分与がなされます。
- (4) (3)の場合で、特別縁故者に財産分与されなかった財産に共有者がいれば、その財産につき、その共有者の所有となります。
- (5) (3)及び(4)で処理されなかった財産は国庫に帰属します。
- ・ 上記回答は、相続人がいない場合の手続きであり、相続人がいることは判明しているが行方がわからない場合には、相続人である不在者の財産管理人が選任され、財産管理が行われることになります。

- ・ 相続人がいない場合には、利害関係人又は検察官の請求で、家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。相続財産管理人が相続財産の行方を決める手続きをとり行います。相続財産管理人が選任されるとその旨が公告されます。
- ・ 相続財産管理人は、相続人を検索する公告をなし、見つければ相続人が財産を承継します。
- ・ それでも相続人が見つからない場合（そもそもいない、相続放棄によりいなくなったなど）は、相続財産管理人は、亡くなった者の債権者や遺言により財産を承継したという者がいないか検索し、そのような者がいる場合で、清算が必要なら清算を行います。
- ・ 相続財産に対して権利を主張する者へ清算を行っても、なお財産が残る場合には、「特別縁故者」が家庭裁判所へ求め、家庭裁判所が相当と認めた場合に、特別縁故者へ財産分与がなされます。
- ・ 「特別縁故者」とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者であり、家庭裁判所が相当と認めた場合に、財産分与がなされます。
- ・ 特別縁故者に財産分与されなかった財産に共有者がいる場合には、共有者がその財産を取得します。
- ・ 以上の手続きを経てもなお財産が残る場合に、その財産は、国庫に帰属します。

Q 6 不動産を相続したのですが、自分で使用する予定はないので、賃貸したいと思います。相続を原因とする不動産の所有権移転登記手続は、まだ済んでいません。どのようにすればよいのでしょうか。

A 所有権移転登記を行い、登記上も所有者であることを公示したうえで、賃貸借契約を締結する方がよいでしょう。

- ・ 相続により不動産の所有権は相続人に移転していますので、登記をしなくても所有者であることには、変わりはありません。
しかしながら、その旨の登記をしなければ、第三者からみれば、登記簿を見ても相続が発生したことがわからず、誰が所有者であるかは不明確です。
- ・ 不動産の賃貸借契約を締結にあたっては、賃借しようとする者や仲介にあたる業者などは、登記が未了である場合、契約の相手方が真の所有者であるかがわからず、不安に思うこともあるでしょうから、不動産の所有者が誰であることをきちんと登記上も明らかにしておくことが、契約締結を円滑に進めるうえでも有意義でしょう。
- ・ なお、相続により当該不動産を取得した者が複数いる場合には、賃貸借契約の締結をするか否かは、原則として持分の過半数の賛成で決まることになります。

Q 7 震災で父が亡くなりました。金融機関に多額の負債があることがわかっていた

ため、相続放棄をしました。ところが、最近、父の友人と称する方が、個人的に貸付をしていたとして、返済を求めてきました。どうすればよいのでしょうか。

A 相続放棄申述受理証明書を見せて、すでに相続放棄がされていることを説明してみてください。

- ・ 相続放棄により、あなたは最初から相続人でなかったことになりますので、負債も承継しません。
- ・ したがって、返済すべき義務はありませんので、その旨を説明されると良いでしょう。
- ・ もっとも、相手の方が、説明に納得せず執拗に請求するような場合には、ご自分で対応せず、弁護士などの専門家に相談されることをおすすめします。

Q 8 母が亡くなった後、自分と子供たちで相続放棄をしました。ところが、最近、母の弟のところに、債権者から連絡があり、自分たちが相続放棄したことによって、母の弟が相続人になることが分かりました。母が亡くなってから 3 か月以上経っていますが、今から相続放棄はできないのでしょうか。

A 相続放棄ができる可能性はあります。

できるだけ早く、弁護士などの専門家に相談してください。

- ・ 相続放棄は、自分のために相続の開始があったことを知ったときから 3 か月以内にする必要があります。
本件では、母の当初の相続人は、あなたと子供たちであり、母の弟は相続人となっていなかったことから、母死亡時から相続放棄ができる期間が進行するものではなく、あなたと子供たちが相続放棄をしたことを知った時点から相続放棄ができる期間が進行すると考えられます。
- ・ なお、自分のために相続の開始があったことを知ったときから 3 か月を経過した場合にも、例外的に相続放棄の申述が認められることもあります。
- ・ この例外的な事案に関して、「相続財産が全く存在しないと信じ、そのように信じることに相当な理由があるときに、3 か月の期間は、相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識したとき又は通常認識し得るときから起算すべき」とする最高裁判所の判例があります。

Q 9 震災で父が亡くなり遺産分割をすることになりました。母と弟夫婦が住んでいる父名義の土地建物を弟のものにする内容の遺産分割に合意したのですが、名義が変わったとたんに、弟の態度が豹変しました。母に会いに行こうとしても、もう自分の家なのだから、近寄るな、と言われてしまうようになりました。一度、合意した遺産分割をやり直すことはできるのでしょうか。

A 遺産分割協議を破棄することは基本的にできません。

- ・ 共同相続人全員の合意があれば、遺産分割をやり直すことができます。ただし、遺産分割のやり直しにより、新たな税金が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

子どもをめぐる問題

Q 1 震災で姉夫婦が亡くなり、その子供（未成年）を引き取っています。子供に対して後見人を選任する必要があるでしょうか。また、選任の手続はどのようにするのでしょうか。

A 親権者がいない未成年者の監護養育や財産管理などを行うためには、未成年後見人を選任する必要があります。

選任の手続は、家庭裁判所に申立てをします。

- ・ 両親を失った未成年者は親権者（法定代理人）がいない状態となります。適切に財産管理を行ったり、相続等の法的問題を処理したりするためには、信頼できる人が、未成年後見人になることが必要です。未成年後見人は、未成年者の法定代理人となり、親権者と同様に未成年者の監護養育、財産管理などを行います。
- ・ 未成年者に対して親権を行う者がいない場合、家庭裁判所は、申立てにより未成年後見人を選任します。この申立ては、未成年者の親族その他の利害関係人が行います。申立書類は、家庭裁判所に書式が用意されています。詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。
また、裁判所ウェブサイトでも制度の概要や申立書の書式等が掲載されています。。

Q 2 震災で両親を失った子供は、今後、誰が監護養育することになるのでしょうか。

A 両親を失った子供に対しては、一時保護、施設への入所、里親への委託などの措置を行って保護することが考えられます。

また、必要に応じて、子供の親族などが未成年後見人となって子供の監護養育を行います。さらに、両親を失った子供と養子縁組をして監護養育することも考えられます。

- ・ 児童相談所は、都道府県および一部の市に設置され、児童（18歳未満の者）に関する相談などに応じる公の機関です。児童相談所は、児童に関する相談に応じるほか、両親を失った児童に対して、必要に応じて一時保護、施設への入所、里親への委託などの措置を行います。
- ・ また、両親を失った子供の権利を守るために必要がある場合には家庭裁判所に申立てをして、未成年後見人を選任してもらう方法もあります。
- ・ さらに、親族などが子供と養子縁組をして、子供の監護養育することも考えられます。
- ・ 今回の震災では、両親を失った子供を、親族が引き受けて監護養育しているケースが少なくないと思いますが、子供の将来のことを考えれば、最寄りの児童相談所や弁護士などの専門家に相談に行くことをお勧めします。

Q 3 5年前に離婚して、1人息子の親権者は私となりました。その後、私は、再婚し、息子と再婚相手とは養子縁組をしました。ところが、今回の震災で、再婚相手が亡くなりました。前の夫に養育費を請求できるでしょうか。

A 請求できるものと思われます。

- ・ 親権者が子どもを連れて再婚した場合であっても、元配偶者の扶養義務が当然になくなるわけではありません。
- ・ 再婚相手が子どもと養子縁組をした場合でも、実親である元配偶者の扶養義務がなくなるわけではありませんが、養父である再婚相手が一次的扶養義務者となり、元配偶者の扶養義務は、これに劣後する二次的なものとなります。したがって、養子縁組が行われた場合には、相手方の養育費減額請求が認められる場合や養育費の請求が認められない場合があります。
- ・ 本件では、一次的扶養義務者である養父が死亡しているので、二次的扶養義務者である元配偶者への養育費の請求は認められる場合があるものと思われます。

夫婦をめぐる問題

Q 1 震災前に別居して、その後、離婚裁判を起こしました。裁判中に震災が発生して、津波で建物は流されてしまいました。土地の価値も下落してしまいました。それでも別居当時の財産価値を前提に、財産分与をしなければならないのでしょうか。

A 必ず別居当時の財産価値を前提に財産分与がされるとは限りません。

- ・ 財産分与をいつの時点での財産を基準とするかについては、別居の時点を基準にする考え方と別居から期間が経過している裁判時（裁判の審理終結時）の財産を基準にする考え方があります。
- ・ もっとも、民法上、財産分与の額等は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他「一切の事情を考慮して」決めることとされていますので、別居の時点を基準とする考え方であっても、別居後の事情を考慮する場合もあります。
- ・ 本件でも、別居後に、震災による不動産の消失や価値の下落という特殊な事情が生じていますので、そのような事情を考慮に入れた上での、財産分与がなされる可能性があります。

Q 2 震災後、夫婦関係が悪くなって離婚しました。その後、いろいろ話し合っ、また一緒に暮らし始めました。離婚した後に一緒に住むようになった場合でも、内縁となるのでしょうか。

A 内縁といえる可能性があります。

- ・ 内縁関係とは、婚姻の意思をもって共同生活し、社会的にも夫婦と認められているものの、婚姻届を提出していないため、法律上の正式な夫婦と認められない男女関係をいいます。
- ・ 内縁の成立の有無は、同居期間の長さや挙式をしている等の事情から判断されますが、挙式をしてないからといってただちに内縁が認められないわけではありません。
- ・ もともと婚姻をしていた場合、離婚後に一緒に暮らし始めたその生活実態が、従前の婚姻していた時と同様のものであれば、内縁といえる可能性があると思われます。

Q 3 震災後、夫婦関係がぎくしゃくするようになり、半年前に協議離婚をしました。その際、夫は、あと5年の住宅ローンの支払いが終わったら、私に名義を変えると口頭で約束しましたが、本当に守ってくれるか心配です。どうしたらよいのでしょうか。

A 財産分与について合意した内容を書面で取り交わした方が良いでしょう。

相手方が、口頭の約束の存在を否定するなどした場合、家庭裁判所に調停を申し立てる

方法もあります。

- ・ 財産分与は離婚から2年を経過すると、請求することができなくなります。口頭の合意がある場合でも、口頭にすぎないため証明ができない可能性がありますので、2年の期間制限があることは頭に入れておいたほうが良いでしょう。
- ・ 相手方が財産分与や慰謝料の支払に応じないときは、家庭裁判所に調停を申し立てて、裁判官と調停委員の仲立ちの下で解決を図ることができます。

Q 4 長期間別居しています。数年前に妻に生活費として300万円を渡しました。東日本大震災での津波で車が流されてしまい、現在は年金暮らしのため、車の購入がままありません。妻は現在も働いており、お金はあるはずなので、渡した300万円を返して欲しいです。

A 返還請求は認められないでしょう。

渡した300万円は、婚姻費用の支払ないし贈与と考えられます。

婚姻費用の支払いであれば、返還は請求できません。

贈与であっても、すでに現実に渡している以上、取消はできません。

なお、夫婦間の契約の場合、婚姻期間中はいつでも取り消せるという夫婦契約取消権（民法754条）が規定されていますが、最高裁の判例で、婚姻関係が破綻した後は、取り消すことはできないとの見解が示されています。